

（株）日本廃棄物管理機構は毎月15日に廃棄物処理に関わる情報をJAAO会員の皆様にメールでお届けします。

年間約1000件1日平均2.7件に及ぶ行政処分の傾向分析、自治体への事情聴取を交えた個別事案紹介、地方自治体の廃棄物関連の新規制等を扱っていきます。

<目次> 老舗産廃処理会社の事業停止	木川 仁	p.1
静岡県産業廃棄物適正処理条例の施行	小西 道子	p.2



行政処分事案紹介

老舗産廃処理会社の事業停止

～利害関係者からの情報提供によるものか～

平成19年8月、ある大手産廃処理会社（A社）が70日間の事業停止を受けた。同社は一部上場製造業の子会社であり、昭和47年から産業廃棄物処理（焼却）を行う老舗で産廃処理部門の売上は約40億円に達している。

同社が、今回受けた処分内容は、下記の通りである（所管自治体の公表資料から抜粋）。

A社への法第19条第1項に基づく立入検査や法第18条第1項に基づく報告徴収などを行ったところ、以下の違反事実が確認され……事業の停止命令を行ったものである。

- ① 受託した産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分が終了していないにもかかわらず、産業廃棄物管理票に虚偽の処分終了年月日を記載して、管理票交付者にその写しを送付していた。（「虚偽の管理票の交付等の禁止」違反）：業務停止30日
- ② 受託した産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分にあって、保管していた数量が処分のために保管できる数量の上限を超過していた。（「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処理基準」違反）：業務停止10日
- ③ 届出をしている保管場所以外の場所で、受託した産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を保管し、保管の場所に関する事項を変更していたにもかかわらず、変更の届出を行っていなかった。（「変更届出義務」違反）：業務停止30日

同社の管轄行政は、①～③の違反に対する停止期間を加算して70日の業務停止を命じているが、この日数が、90日を超えた場合、自動的に業許可取消し処分を行うとしている。

今回の処分内容は、処理業者が日常業務を推進する時、陥り易い項目である。そこで、事実関係を詳細に掴むため、管轄行政にヒアリングしながら検証した。

最初に疑問に思ったことは、「なぜ立入検査？」である。その理由は、最近の多くの行政処分事由と同じように「情報提供」に起因していた。昨年4月に施行した「公益通報者保護法」が果たした役割、利害関係のある者からの情報提供の意味、正義感のある行動、などについて深く考えさせられる内容であった。

また、今回の処分において、情状酌量のポイントも気になった。平成17年8月環境省通知「行政処分の指針」にある「違反行為等により生活環境保全上支障が生じ、又は生じる恐れがあると認められるときは取消処分とする」が、適用されたようである。つまり、届出保管場所以外の場所で2倍以上の処分量保管が認知された、保管した場所が室内である（周辺住民への生活環境上の支障がない）ため、情状酌量されたとのことである。

近年、年間1,000件程度の業許可取消し処分が行われている。衆人環視の下、法令遵守の必要性を再認識した。

地方自治体の規制動向

静岡県・産業廃棄物適正処理条例の施行

排出事業者の処理責任強化へ

静岡県で平成19年10月から産業廃棄物適正処理条例が施行される。排出事業者の産業廃棄物関係法令等への認識・理解不足により、排出事業者の処理責任が適正に遂行されないといった背景から、本条例を制定、排出事業者責任の確保を図っていく予定である。

本条例施行により排出事業者及び処理事業者に課せられる内容は、下記の通りである。

- ① 産業廃棄物を排出する**全ての事業場**について**産業廃棄物管理責任者を設置**
- ② **処理委託先の実施確認**
 - ・ 委託契約前 ⇒ 事前に施設の状況を確認
 - ・ 委託契約後 ⇒ 毎年1回以上、処理の状況を確認、確認の結果を記録し保存（5年間）
- ③ 処理基準に適合しない産業廃棄物の処理が行われた場合、**受託業者に対し必要な措置の実施***及び**知事への報告等**を実施
 - * 必要な措置の実施：例）受託業者に対する是正の指示、廃棄物の搬入の停止、契約の解除

上記内容の詳細を把握するべく、静岡県の担当者にヒアリングを行った。

■ スケジュール

予定通りだが、規則の作成が遅れている（内容はほぼ確定）。

■ 産業廃棄物管理責任者

責任者の選任に伴う要件は規定されず、各自責任者を明確化することとどまり、管轄行政への届出や報告も不要となっている。行政側で排出事業者を対象とした研修を予定しているものの、具体的内容は未定のままである。

■ 処理委託先の実施確認

こちらも、排出事業者の取組みを促すもので、「実施確認」の実施状況を把握するための行政側の仕組みは予定されておらず、未実施に対してのペナルティーはない。立入検査等を通じて記録を確認する程度と考えられている。

処理事業者でなく排出事業者側の規制強化を目指す自治体条例には、大阪府及び府内各市の産業廃棄物管理責任者制度の例などがある。しかしながら静岡県条例で注目されるのは、罰則はないものの、委託先の実施確認を排出者に義務化する点である。規制の実効性を上げるための施策整備はまだ十分でないようであるが、廃棄物処理法上の排出事業者責任のうち最終処分までの行程確認の義務を、より具体的に実施義務とする本条例が、県下の排出企業及びその委託先である県内外の産廃処理企業に与えるインパクトは小さくないだろう。

お知らせ

行政処分該当状況チェック【定点観測サービス】

E-mailレポート(1ヶ月お試し無料)の実施

委託先処理事業者の名簿を **JAAO** に提出頂き、名簿掲載業者が業許可取消、事業停止、改善命令、措置命令等の不利益処分を受けていないかを確認、処分を受けたときには号外でお知らせする【定点観測サービス】を開始します。開始当たり、号外 E-mail の見本を無料でお送りするサービスを1ヶ月間実施します。9月18日(火)から10月末日までの期間、自治体が公開した行政処分が対象になります。

行政処分定点観測サービスをもっと知りたい、有料サービスを受けてみたい方は shichida@o3c.jp までお知らせください。

㈱日本廃棄物管理機構
〒231-0015 横浜市中区尾上町1-4 関内STビル8階
Tel:050-5526-1728 Fax:045-663-4586
発行: 佐野 敦彦
編集: 七田 佳代子 E-mail: shichida@o3c.jp

無断転載、掲載、複写配信禁止。